

ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱

平成19年4月5日制定

平成27年4月1日改正

(趣旨)

第1条 県土の保全や水源のかん養の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とした、森林の公益的機能の維持増進等を図るための事業（以下「事業」という。）に要する経費について、県は市町その他知事が適当と認める者（以下「市町等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「補助金等」とは、補助金又は交付金をいう。

(交付の対象)

第3条 補助金等の交付対象となる事業、経費及び補助（交付）率等は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金（交付金）交付申請書は別記様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とし、別に知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第1項の規定により補助金（交付金）交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要な書類

3 市町等は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助（交付）率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項及び第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金による事業（以下「補助金事業」という。）と、交付金による事業（以下「交付金事業」という。）については、相互に補助金等の流用をしてはならないこと。
- (2) 別表に定める補助金事業について、同時に2事業以上の補助金等の交付を受けた場合において、当該事業相互間の補助金等の流用をしてはならないこと。
- (3) 別表に定める特認事業と、特認事業以外の事業については、相互に補助金等の流用をしてはならないこと。
- (4) 事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (5) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (6) 事業が予定期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で第10条第2項の規定による処分の制限期間を経過していないものについては、別記様式第3号による取得財産調書及びその関係書類を整備保管すること。
- (8) 市町は、事業実施に対する透明性の確保や事業効果の評価などの検証を行い、事業を実施すること。
- (9) 事業主体（地方公共団体を除く）は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (10) 事業主体（地方公共団体を除く）は、(9)により契約をしようとするときは、当該契約に係る一般の競争、指名競争、又は随意契約（以下「競争入札等」という）に参加しようとする者（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜）以上の契約の相手方に限る）に対し、別記様式4号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

2 前項第4号及び第5号の規定に基づき知事の承認を受けようとするときは、別記様式第2号による補助金（交付金）事業変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出するものとする。

3 市町等は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第一項の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受理した日から起算して30日以内とする。

(事業遂行状況の報告)

第7条 規則第10条の規定による報告は、特に知事が報告を求めた場合を除き要しないものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は別記様式第5号のとおりとし、その提出期限は当該事業の完了した日若しくは当該事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金等の交付の決定があった日の属する会計年度の翌会計年度の4月5日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他必要な書類

3 第4条第3項ただし書により交付の申請をした市町等は、第1項の実績報告書を提出するに当たって同条第3項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金等の額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第3項ただし書により交付の申請をした市町等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けた場合はこれを返還しなければならない。

(会計帳簿等の保存期間)

第9条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(財産の処分の制限)

第10条 規則第22条第2号の規定による財産は、この要綱に基づく補助金等により取得した価格、又は効用の増加額が1件50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する大蔵省令(昭和40年大蔵省第15号)に定める期間、同省令に定めのない財産については農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定める期間とする。

(その他)

第11条 この事業を実施しようとするものは、関係法令を遵守しなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年4月5日から施行し、平成19年度分の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月30日から施行し、平成24年度分の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金等から適用する。

別表（第3条関係）

区分	事業名	事業内容	対象経費	補助（交付）率
補助金	① 環境貢献林整備事業	手入れがなされず放置され、緊急に整備が必要な人工林について、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐、被害木の伐倒整理等を行う。	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)人工林健全化 林内の下層植生を回復させるための伐採に要する経費 (2)針広混交林化 針広混交林等への天然更新を促す伐採に要する経費 (3)被害木の処理 被害木の伐倒及び整理に要する経費 (4)森林作業道の整備 森林管理のための森林作業道の開設及び補修に要する経費 (5)簡易な木製構造物の設置 土砂流出を防止するための簡易な木製構造物の設置に要する経費	定額 事業に要する経費と知事が別に定める標準経費のいずれか低い額から(1)及び(2)の実施面積に1万円を乗じた金額を減じた額
			市町が行う森林の現況調査及び森林所有者の意向調査等に要する経費	定額
	② 県産材消費拡大支援事業	着 県産材住宅定進	県内で建築される木造住宅の主要構造部材等に、県産材の定着を図るため、民間事業者が協定に基づき県産材を利用する取組を支援する。	民間事業者が行う県産材を使用した住宅の新築に要する経費
材 公共建築物等木利用推進		民間事業者等が整備する住宅以外の公共及び民間建築物への県産材の利用拡大を図るため、県産材を使用した建築物の設計を支援する。	民間事業者等が整備する住宅以外の公共及び民間建築物の設計に要する経費	1/2 以内
事業	③ 森林病虫害対策	森林病虫害のまん延を防止し、森林の公益的機能を維持するため、森林病虫害の防除対策を行う。	市町が次の事業を行うのに要する経費。 (1)松くい虫防除 (2)カシノナガキクイムシ防除	1/2 以内

区分	事業名	事業内容	対象経費	補助（交付）率
交付金	① 里山林整備事業	手入れ不十分な農山村地域や都市近郊の里山林等について、生活環境及び自然景観の保全を図るため、土砂災害防止及び生物多様性の保全、鳥獣被害防止、自然とのふれあい等を目的とした森林整備を行う。	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1) 放置森林整備 手入れが不十分な森林の保全を図るための森林整備に要する経費 (2) 松くい虫被害跡地等整備 松くい虫被害跡地及びナラ枯れ被害跡地において、里山の景観等の保全を図るための森林整備に要する経費 (3) 竹林繁茂防止 拡大する竹林について、発生源対策や森林復旧のための整備に要する経費 (4) 里山活用林整備 自然とふれあい、自然を体験できる身近な里山林について、景観保全及び野生生物生息環境の保全や利用促進を図るための整備に要する経費 (5) 鳥獣被害防止バッファゾーン整備 有害鳥獣生息の場となっている里山林について、野生鳥獣による農作物被害を防止するための森林整備に要する経費	10/10 以内 （ただし、(1)の放置森林整備のうち人工林の交付率は、環境貢献林整備事業に準じる。）
	② 里山保全活用支援事業	住民参加型の里山林の保全活用のための活動を促進するため、住民団体や NPO 等自らの企画・立案による取組みや企業による社会貢献活動を支援する。	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1) 里山林等の保全活用に関する住民団体や NPO、企業等の自らの企画・立案による取組みに要する経費	10/10 以内
	③ 森林・林業体験活動支援事業	森林・林業に対する理解と森づくりへの積極的な参加を図るため、森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動等を行う。	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1) 森林・林業体験活動や学習等の実施に要する経費	10/10 以内

区分	事業名	事業内容	対象経費	補助（交付）率
交付金	④ 県産材利用対策事業	促進事業 県産材木製品普及	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)県産材を使用した木製品を導入する場合に要する経費	10/10 以内
		進事業 学校施設木質化推	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)学校等施設の木質化や周辺施設の木質化に向けた整備等に要する経費	10/10 以内
		木質バイオマス普及支援事業	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)製材端材などを木質バイオマスエネルギーとして利用する木材乾燥施設、木質ペレット製造施設などの導入に要する経費 (2)木質バイオマスエネルギーの利用を推進するための普及啓発に要する経費	10/10 以内
	⑤ 環境緑化支援事業	公共緑化	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)建築物の屋上緑化及び壁面緑化の工事に要する経費 (2)敷地内の緑化に要する経費 (3)道路や河川沿線の緑化に要する経費	10/10 以内
		緑化支援	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)住民団体や NPO 等が行う緑化活動に要する経費 (2)地域住民が地域内全体で協働して行う地域緑化活動に要する経費	10/10 以内
			広く県民が利用する公共施設や公的空間（民有地であっても、外部から視認可能な位置にあり、一般県民の緑とのふれあいの機会の増進に資する場合を含む。）において、屋上緑化や壁面緑化及び敷地の緑化等を行う。	
		住民団体等が行う緑化活動に対して支援を行う。		

区分	事業名	事業内容	対象経費	補助（交付）率
交付金	⑥特認事業	地域資源保全活用事業	住民団体等が主体となつて、里山の保全や活用を目的とした計画（地域資源保全活用プラン）に基づき、継続的に行う森林整備等を支援する。	10/10 以内 （別に知事が認めた額以内）
	森林・林業体験活動支援事業	広域的な取組みを推進するため、市町域を超えて都市と山村の連携による森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動等に対して助成する。	交付金事業の森林・林業体験活動支援事業に記載の対象経費のとおり	
	県産材利用対策事業	県産材利用対策事業について、市町に対する交付金配分額（特認事業を除く。）では対応できない場合に助成する。	交付金事業の県産材利用対策事業に記載の対象経費のとおり	
	その他	上記以外の事業で、特に必要と認められる事業	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)知事が特に必要と認めた事業で、その取組みに要する経費	
	⑦事業推進費	市町が事業効果の検証と事業の透明性を確保するために設置する組織（協議会等）の運営や事業の推進等に要する経費		10/10 以内
	⑧基金造成費	当該年度以降に実施を予定する交付金事業（ただし、特認事業を除く。）に充てることを目的として、市町が基金を造成する経費		10/10

別記)

様式第 1 号 (第 4 条関係)

平成 年度ひろしまの森づくり事業 (補助金 (交付金) 事業)
補助金 (交付金) 交付申請書

第 号
平成 年 月 日

広島県知事様

市町長名 印
(又は住所 印
氏名)

平成 年度において、別紙事業計画書及び収支予算書のとおり、ひろしまの森づくり事業 (補助金 (交付金) 事業) を実施したいので、ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱第 4 条の規定により、補助金 (交付金) 円の交付を申請します。

事業名	申請額
事業	円
事業	円
事業	円

- 注 1 補助金事業は事業毎に作成すること。
2 別表に掲げる事業毎に内訳を記載すること。
3 事業計画書及び収支予算書を添付すること。

平成 年度ひろしまの森づくり事業（補助金（交付金）事業）
変更（中止・廃止）承認申請書

第 号
平成 年 月 日

広島県知事様

市町長名
又は住所
氏名
印
印

平成 年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のひろしまの森づくり事業（補助金（交付金）事業）について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

1 交付金額

既交付決定金額	金	円
今回交付申請額	金	円
差引交付申請額	金	円

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更（中止・廃止）の内容

注1 補助金事業は事業毎に作成すること。

2 変更（中止・廃止）の内容は、「事業計画書」、「収支予算書」を用い、変更前と変更後の内容を対比できるように記載すること。

契約に係る指名停止に関する申立書

平成 年 月 日

（事業主体）様

団体の所在地

団体の名称

代表者

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

平成 年度ひろしまの森づくり事業
（補助金（交付金）事業）実績報告書

第 号
平成 年 月 日

広島県知事様

市町長名
又は住所
氏名
印
印

平成 年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知があったひろしまの森づくり事業（補助金（交付金）事業）については，別紙事業実績書及び収支精算書のとおり実施したので，ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱第 8 条の規定により，その実績を報告します。

事業名	交付決定額	実績報告額
事業	円	円
事業	円	円
事業	円	円

- 注 1 補助金事業は事業毎に作成すること。
2 別表に掲げる事業毎に内訳を記載すること。
3 事業実績書及び収支精算書を添付すること。

平成 年度ひろしまの森づくり事業（補助金（交付金）事業）
仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号
平成 年 月 日

広島県知事様

市町長名 印

平成 年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知があったひろしまの森づくり事業（補助金（交付金）事業）について、ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱第 8 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金（交付金）額の確定額 | 金 | 円 |
| | （平成 年 月 日付け指令 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 実績報告時に消滅した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金（交付金）返還相当額 | 金 | 円 |

注 1 交付金事業において、返還相当額を基金に積み立てる場合は、その旨を「4 交付金返還相当額」の下段に記載すること。

2 その他参考となる資料を添付すること。